

その日に備えて…

こんにちは！  
トーション互助会です。

## 《契約約款の重要事項》

### 1、加入の申し込みについて(第3条関係)

加入されたい方は、約款をよく読んで1回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申し込み頂きます。  
なお、申込者には、約款を(説明して)お渡しします。

### 2、役務提供の種類及び役務内容について(第9条、第11条関係)

コースによって種類、内容が異なりますので、詳しくは第9条及び第11条の別表をご覧ください。

### 3、役務提供の時期(第12条関係)

契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付が出来ない場合には、  
施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。

### 4、契約以外の役務の提供及び費用の決定時期について(第13条関係)

この契約の対象外の役務サービス等の提供や、ランクが上の役務サービス等をご希望される場合には、  
差額の費用を頂きます。その費用の決定については、役務サービス等の提供前に説明し、  
加入者のご了解を得ることとします。

### 5、営業保証金及び前受金保全措置について(第16条関係)

お預かりした月掛金の1/2に相当する額は、東京法務局、千葉銀行、大和銀行に  
供託並びに供託委託契約を行い保全しています。

### 6、契約の解除について(第19条関係)

この契約を解除する場合は、解約手数料を頂きます。  
なお、解約返戻金は、手続き書類の提出があった日から45日以内に返金します。

### 7、クーリング・オフについて

加入者は、加入申込みを頂いた日を含む8日間は、書面(ハガキ、封書、簡易書留等)で通知する事により、  
加入申込みの撤回を行うことができます。その効力は、書面を発送した日から生じます。  
この場合、お支払い頂いている予約金等は全額お返し致します。  
なお通知に係る書面(ハガキ、封書、簡易書留等)の費用を除き、  
銀行振込手数料等のお返すする費用は頂きません。

### 8、消費税についての取り扱い

このパンフレットに係る消費税は、8%で表示しています。

(1)消費税は、役務を利用された時(施行時)にお預かりします。

(2)消費税率が変更された場合において、

契約時の役務内容を変更して利用されたことにより当該役務の提供の対価の額に変更があった場合は、  
利用された時の消費税率でお預かりします。

また、当該役務の提供の対価の額に変更が無かった場合は、契約時の消費税率でお預かりします。

※上記の他、ご質問があればご説明いたします。



経済産業大臣許可(互) 第3034号

有限  
会社 トーション互助会

本社 〒125-0042 東京都葛飾区金町6-1-14 ☎03(3607)0983

このパンフレットは、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会の監修済み 監修番号 3-05145

(平成31年4月8日より適用)

# トーション互助会に加入して、儀式に備えましょう

## 互助会とは？

お葬式の際には一時に多額の出費が必要となりますので、普段から地域の大勢の人達が協力し合ってお金を積み立て、儀式に必要な衣裳や祭壇、用具類を買い揃え、“いざ”という時に、必要となった人から順番に利用していけば合理的である、として考えられたのが冠婚葬祭の相互扶助制度です。

そして、これを高度にシステム化し、全国各地で事業として経営されているのが現在の冠婚葬祭互助会です。

### トーション互助会の高度なシステム

- POINT 1** ご家族単位の契約ですので、一つの契約で同居しているご家族全員がご利用になれます。  
ご入会后、すぐにでもご利用になれます。
- POINT 2** その後の残金は毎月の月掛でお支払い頂くか、一括してお支払いして頂いても結構です。  
(後払でも金利等は一切必要ありません、一括してお支払い頂いたらお得な割引があります)
- POINT 3** 月掛をしている途中でも、コースを変更することができます。
- POINT 4** ご契約コースを満額までお支払い頂いたら、その後は掛金の必要はありません。  
ご利用になるまで、あなたの権利は保証されます。



## コース内容

# 1,000円×120回

### (120,000円コース)

- 白木彫刻祭壇3段飾り
- 白木位牌
- 焼香用具
- 飾付用具小物一式
- 印刷物等一式
- 桐製窓付寝棺
- 納骨容器
- 受付用具一式
- 鯨幕
- 通夜より告別式まで専属係員のサービス

**特別会員** 1回で全納した場合(120,000円コース)、  
観劇に1回ご招待(一括納入者の会員に限る)



白木彫刻祭壇3段飾り

※但し、施行時に消費税相当額をお預かりします。消費税相当額を含む支払い総額は、120,000円コース129,600円となります。

※葬祭施行の際に、上記の他に必要となる宅送り車両、霊柩車、遺影写真、生花、花輪、各種印刷物、会葬帳、香典帳、火葬料、式場使用料、僧侶・神官による読経料等、会葬礼状、粗供養品、会葬者接待用料理などは別途料金となります。

## 信頼性 冠婚葬祭互助会は許可業種

冠婚葬祭互助会は大勢の方々からお金を預かる業種ですので、誰でも勝手に始められる事業ではなく、割賦販売法の規定により、経済産業大臣が営業を許可した会社だけが経営できる事になっています。  
営業許可にあたっては、資本金の額や財務上の厳しい基準があり、また、許可を受けた後も定期的に財務関係等のチェックが行われています。

## 安心性 お約束した儀式は必ず施行

消費者が互助会に加入する目的は、必要となった時には、契約した儀式を必ず受けられる事です。  
そのため、業界が全体で力を合わせて「互助会加入者施行支援機構」という制度を作り、万一、互助会が倒産など経営が破綻した場合でも、近隣の他の互助会により、必ずご契約した内容の儀式を行えるようにしています。

## 安全性 お預かりしている月掛金は

お預かりした掛金は、主として加入者へのサービス向上のため、必要となる衣裳や祭壇などをはじめとする各種の用具類の購入、施設・設備の充実や運営上の経費として使われますが、万一、互助会が倒産など経営が破綻した場合でも、割賦販売法に基づきお預かりした掛金の1/2を保全しています。  
そのため、互助会は経済産業大臣が指定した金融機関等と保全契約を結んでいます。

## 利便性 加入者へのサービス体制

互助会に加入していると、低廉な価格により厳粛な儀式が行えることは当然ですが、いざという時でも電話一本すれば、あとは互助会に全てを任せられるという安心感も大きいことです。  
また、引っ越しで遠方に転居してもそれまでの掛金がムダにならないようにする「移籍制度」や、権利を知人にプレゼントすることができる「名義変更制度」等互助会には加入者へのサービス体制の充実を図っています。

## 会員特典

- 入会と同時に、当会の施設・サービスが利用できます。
- ご依頼は電話一本。あとは当会のベテラン係員が全て処理します。
- 小型テント、座布団、灰皿、椅子、座卓などがご利用いただけます。
- 弔花花環楠玉や貸衣装のご利用もお引き受けいたします。(ただし、会費内)
- あらゆる様式、等級の葬儀、斎場、火葬場、霊柩車をご用意します。
- 僧侶、墓地などの斡旋も無料でいたします。
- 相続、遺言、遺贈については弁護士、会計士がご相談いたします。
- 社葬、合葬祭に関しては、別途ご相談に応じます。 ・その他、ご要望に応じます。

